

協 定 書

高知県警友連合会
高知県警察本部

大規模災害等発生時における警察支援活動に関する協定

高知県警友連合会長（以下「甲」という。）と高知県警察本部長（以下「乙」という。）は、大規模災害、大規模警備その他これらに準ずる事態（以下「大規模災害等」という。）の発生時における警察支援活動に関し、次のとおり協定する。

なお、「高知県警友連合会との交番支援活動に関する協定」（平成22年8月25日締結）は廃止する。

記

第1 趣旨

この協定は、大規模災害等の発生時において、警察業務に精通した高知県警友連合会の会員の中から、あらかじめ委嘱した警察支援活動員（以下「活動員」という。）が警察本部、警察署、交番等において行う支援活動（以下「支援活動」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 支援活動の位置付け

支援活動は、高知県警友連合会会則第5条に規定する「警察活動への協力に関すること。」を根拠とし、ボランティアとする。

第3 活動員の推薦

甲は、高知県警友連合会会員の中から、大規模災害等の発生時において支援活動を行うことができると認められる者を、別記様式の警察支援活動員推薦者名簿により乙に推薦するものとする。

第4 支援活動の細部事項についての委任

この協定に基づく支援活動に関し、活動員の委嘱方法、支援要請の手続等、必要な細部事項は甲の委任を受けて乙が定めるものとする。

第5 支援活動の内容

支援活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 大規模災害等の発生時における活動員の自宅周辺の被害状況等の警察への通報
- 2 乙又は署長から指定を受けた場所における次の支援業務
 - (1) 地理案内
 - (2) 住民の意見・要望の受理、事件・事故の届出等の警察官への取り次ぎ
 - (3) 事件・事故等の発生時における警察官への連絡
- 3 その他乙又は署長から要請された活動

第6 支援活動上の配意事項

甲は、活動員に対し、次の事項を周知徹底するものとする。

- 1 支援活動はボランティア活動であって、乙から特別な権限を与えられたも

のではないこと。

- 2 支援活動に当たっては、個人の人権及びプライバシーに十分配慮し、活動によって知り得た個人の秘密は厳守すること。
- 3 警察施設内の機器、設備、装備品等をみだりに使用しないこと。
- 4 支援活動中は、「高知県警友会」の腕章等を着装すること。
- 5 来訪者に対し、警察退職者によるボランティアの支援活動であることを十分説明し、無用のトラブルを避けること。

第7 相互の連携

甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進のため、情報交換及び連絡を密にし、相互の連携を図るものとする。

第8 ボランティア保険への加入

活動員は、大規模災害等の発生時において支援活動を行うときは、事前にボランティア保険に加入するものとし、その事務手続は、甲が行うものとする。

第9 経費

支援活動に必要な経費は、甲の負担とする。

第10 協議

この協定に疑義が生じた場合又は協定及び細部事項に定めがない事項については、甲及び乙が協議の上、都度定めるものとする。

第11 有効期間

この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の翌日から1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

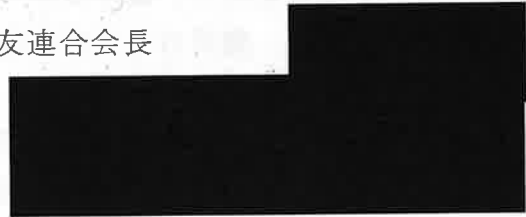
第12 事務局

この協定に関する事務は、高知県警察本部生活安全部地域課において行うものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれに記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年9月5日

甲 高知県警友連合会長



乙 高知県警察本部長

